

平成 **28** 年度

税制改正の あらまし

は し が き

平成28年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が先の通常国会で成立し、公布・施行されました。

まず、法人税関係では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、租税特別措置の縮減等のほか、建物付属設備についての償却制度の定額法への一本化などによる財源確保を図る一方、国・地方を通じた法人実効税率は20%台に引き下げられることとなりました。

また、消費税については、税率の引上げに伴い、飲食料品、新聞等に対する軽減税率制度が導入されます。その中で、複数税率制度の下において適正な課税を実現する観点から、将来的にはインボイス制度（適格請求書等保存方式）も導入されます。

その他、所得税関係では、「住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設」「スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設」「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設」などが講じられました。

本書は、それら改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトに分かりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

平成28年 5月

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

I 法人税関係

1	法人税率の引下げ	4
2	減価償却制度の見直し	4
3	欠損金の繰越控除制度等の見直し	5
	(1) 中小法人等以外（大法人）の欠損金の繰越控除割合の見直し	5
	(2) 中小法人等の場合	5
	(3) 繰越期間の延長	6
4	生産性向上設備投資促進税制の廃止	6
5	企業版ふるさと納税の創設	7
6	中小法人の交際費課税の特例の延長	8
7	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	9
8	雇用促進税制の見直し	9

II 消費税関係

	消費税の軽減税率制度	10
	(1) 軽減税率の対象品目及び税率	10
	(2) 軽減税率	11
	(3) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置（簡素な方法）	11
	(4) 適格請求書等保存方式の導入	14
	(5) 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置	15

III 地方税関係

1	法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大	16
	(1) 法人事業税の税率の改正	16
	(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置	16
2	中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設	18

IV 所得税関係

- 1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 19
- 2 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設 19
- 3 住宅ローン控除等の適用範囲の拡大 20
- 4 NISA の利便性拡大に向けた措置 21
- 5 スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の創設 21
- 6 通勤手当の非課税限度額の引上げ 22
- 7 生命保険料控除証明書等に係る電子交付の導入 22

V 相続・贈与税関係

- 1 結婚・子育て資金の一括贈与の範囲の明確化 23
- 2 贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し 23

VI その他

- 1 国税のクレジットカード納付の創設 24
- 2 加算税制度の見直し 24
 - (1) 事前通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し 24
 - (2) 短期間に繰り返して無申告等が行われた場合における加算税の加重措置 24
- 3 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し 25

VII 消費税の軽減税率制度 Q & A

- 1 「飲食料品の譲渡」の範囲等 26
- 2 外食の範囲 28
- 3 「一体資産」の適用税率の判定 30

I 法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が平成28年度から23.4%（改正前23.9%）、平成30年度から23.2%に引き下げられます。

これに併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられたため（16ページ参照）、法人実効税率は次のとおりとなります。

	改正前	改正後	
		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考) 国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期間にわたり安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、「建物」と同様に定額法に一本化されました。

また、「鉱業用減価償却資産」のうち、建物、建物附属設備、構築物については、定額法または生産高比例法との選択制となりました。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

	改正前	改正後
建物	定額法	同左
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	同左
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法 or 定率法 or 生産高比例法	定額法 or 生産高比例法

適用時期

平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

3 欠損金の繰越控除制度等の見直し

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金を翌事業年度以降に繰り越し、その事業年度の所得から控除する制度です。平成27年度税制改正では、大法人に対する欠損金の繰越控除限度割合の引下げが行われましたが、今回の改正で、企業経営への影響を平準化する観点から更なる見直しが実施されました。

(1) 中小法人等以外（大法人）の欠損金の繰越控除割合の見直し

中小法人等以外の法人における青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度における繰越控除割合について、縮減期限を平成30年度にまで延長するとともに、次のとおり見直されました。

		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
控除限度 割合	改正前	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%	繰越控除前の 所得金額の50%
	改正後	繰越控除前の 所得金額の60%	繰越控除前の 所得金額の55%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 中小法人等の場合

中小法人等（注）における欠損金の繰越控除割合は、所得金額の100%のまま変更ありません。

（注） 中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。なお、投資法人、特定目的会社、受託法人、相互会社、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除きます。
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

(3) 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間を10年とする施行時期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされました。

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限、欠損金額に係る更正の請求期間についても、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から10年とされました。

		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
繰越期間	改正前	9年	10年	10年
	改正後	9年	9年	10年

適用時期

(1) の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(3) の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されず。

4 生産性向上設備投資促進税制の廃止

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は適用期限をもって廃止することとされました。同制度は、平成26年度税制改正で措置されたものですが、平成28年4月から縮小され、平成29年3月31日をもって廃止されます。

また、中小企業投資促進税制において、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備に該当する機械装置等を取得した場合の即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は平成29年3月31日までの適用となります。

縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押しすることが目的です。

	平成28年3月31日まで	平成29年3月31日まで
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除

適用時期

平成29年3月31日をもって廃止されます。

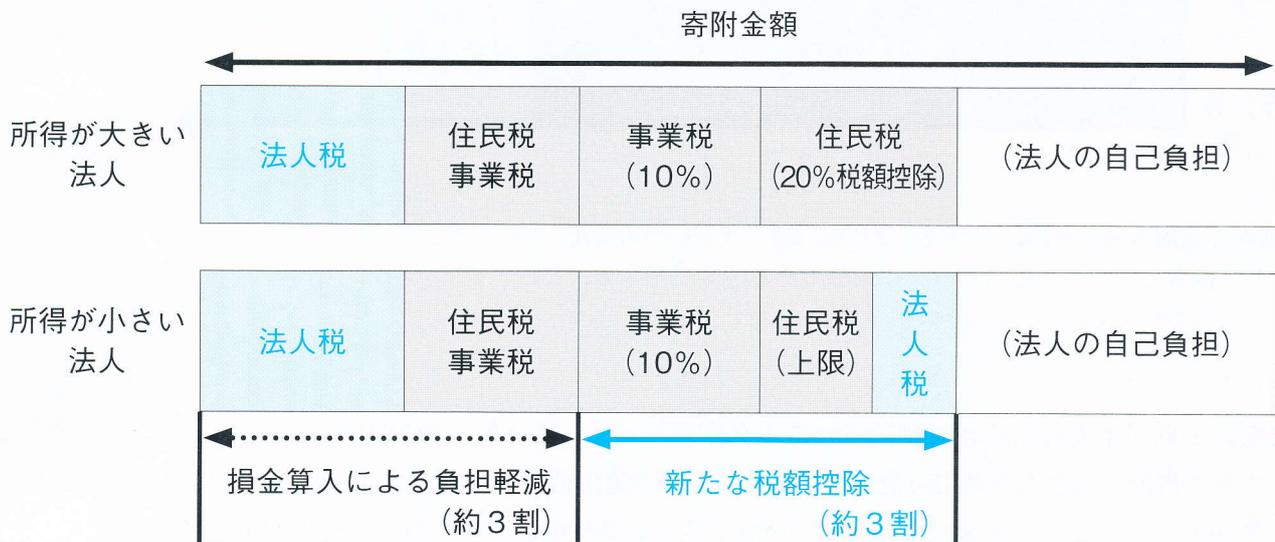
5 企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額を控除する地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されました。

これまで、地方公共団体に対する寄附金の支出額は、法人税では損金の額に算入され、法人税等の実効税率を30%とした場合には、寄附金額の3割に相当する法人税等が軽減されています。

平成28年度税制改正では、この損金算入に加えて、寄附金額の3割相当の税額控除を受けることができますようになります。

具体的には、①法人事業税では寄附金額の10%（上限は税額の20%。ただし、平成29年度以降は15%）、②法人住民税では寄附金額の20%（上限は税額の20%）、③法人税では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額（上限は税額の5%）が、税額控除されます。



寄附を受ける地方公共団体は、あらかじめ地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。また、三大都市圏にある交付税不交付団体や主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外となります。

適用時期

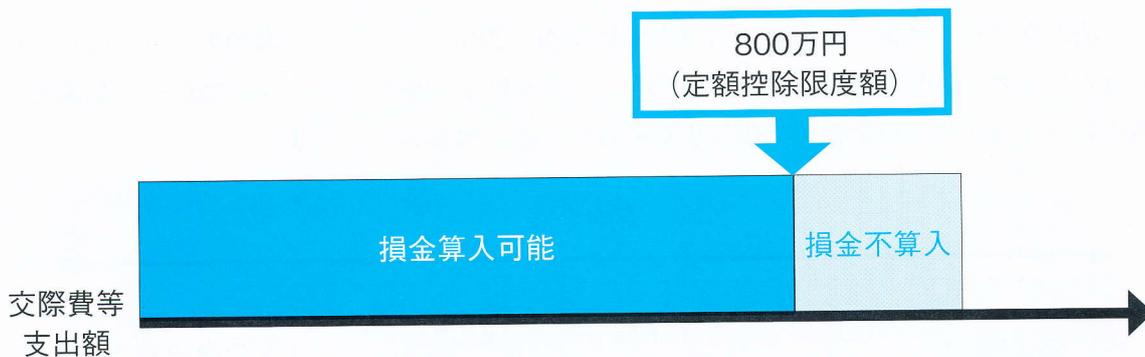
改正地域再生法の施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用されます。

6 中小法人の交際費課税の特例の延長

法人が支出した交際費等（注）については、原則として損金不算入とされています。しかし、資本金1億円以下の中小法人については、特例として定額控除限度額800万円までの損金算入を認める措置（中小法人の交際費課税の特例）が講じられています。

この特例は、平成27年度末までの措置でしたが、平成28年度税制改正では、適用期限が平成29年度末まで2年間延長されました。

中小法人の交際費課税の定額控除限度額



（注）「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用をいいます。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出がこれにあたります。

また、平成26年度税制改正で創設された「交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入」することができる措置（大法人も適用可能）についても、その適用期限が平成29年度末まで2年間延長されました。

中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用が可能です。

適用時期

いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されました。

7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が平成29年度末まで、2年間延長されました。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することを認める措置です。

ただし、対象企業からは、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は除外されることになりました。

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計300万円まで</div> } 本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入が可能です。

適用時期

平成30年3月31日の取得等まで適用期限が延長されました。

8 雇用促進税制の見直し

雇用促進税制は、雇用情勢の厳しい地域での適用に限定するため、対象地域を大幅に縮小し、適用要件である増加雇用者を見直したうえで、適用期間が平成30年3月31日まで2年間延長されました。

対象地域については、地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域(注)に所在する事業所のみ限定されます。また、増加雇用者の要件についても、無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定されます(新規雇用に限られ、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数が上限となります)。

なお、改正前は選択適用であった所得拡大促進税制との併用適用が可能となりました。

この場合の対象地域の見直しについては、地方拠点強化税制における雇用促進税制には適用されず、改正前の要件のまま適用が可能となっています。

(注) 同意雇用開発促進地域とは、求職者数に比べて求人数が非常に少ない地域のことです。平成28年4月1日現在の同意雇用開発促進地域は28道府県102地域となっています。

適用時期

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。

Ⅱ 消費税関係

消費税の軽減税率制度

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月1日から軽減税率制度が導入されます。あわせて、仕入税額控除の方式として、区分記載請求書等保存方式（平成29年4月1日から平成33年3月31日まで）、適格請求書等保存方式（平成33年4月1日以後）が導入されます。

(1) 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となるのは、次の課税資産（以下、「軽減対象資産」といいます）の譲渡等です。

- ① 飲食料品（食品表示法に規定する食品で酒類を除きます）（注）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

（注） 飲食料品の譲渡等のうち、以下のものは含まれず、軽減税率は適用されません。

- イ 飲食店業を営む者がテーブル、椅子、カウンター等の設備をもって飲食料品を飲食させる外食（持ち帰り用の飲食料品を除きます）
- ロ 顧客が指定した場所で顧客に飲食させるケータリング・出張料理等（有料老人ホーム等の人が生活を営む場所において行う一定の飲食料品の提供・学校給食などを除きます）

外食サービスと外食に当たらないケースの区分例

標準税率 「外食」に当たるケース	軽減税率 「外食」に当たらないケース
牛丼屋・ハンバーガー店での 店内飲食	牛丼屋・ハンバーガー店の テイクアウト
そば屋の 店内飲食	そば屋の 出前
ピザ屋の 店内飲食	ピザの 宅配
フードコートでの 飲食	屋台での軽食 （テーブル、椅子等の飲食設備がない場合）
寿司屋での 店内飲食	寿司屋の お土産
コンビニの イトインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品	コンビニの 弁当・惣菜 （持ち帰りが可能な状態で販売される場合）
ケータリング・出張料理等	有料老人ホーム等での 食事の提供 幼稚園、小学校、中学校等で提供される一定の 飲食料品・給食等

※ 一体商品の取扱い

食玩付きお菓子のよう、食品が他の商品と一体として販売される場合には、一体商品の販売価格（税抜き）1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が3分の2以上を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります（一体商品全体の価格のみが提示されている場合に限る）。

(2) 軽減税率

国分が6.24%、地方分が1.76%の合計8%（標準税率は、国分が7.8%、地方分が2.2%の合計10%）

適用時期

平成29年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

(3) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置（簡素な方法）

① 区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式（14ページ参照）が導入されるまでの間、仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が採られます。

i 帳簿への記帳事項

課税仕入れが軽減税率対象品目である場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減税率の対象品目である旨」を加えます。

ii 請求書等への記載事項

課税仕入れが軽減税率対象品目である場合には、請求書等に記載されるべき事項として「軽減税率の対象品目である旨」、「税率ごとに区分して合計した対価の額」を加えます。（注）

（注） ii の事項については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することが認められます。

請求書（現行方式）

請求書	
〇〇御中	
11月分	21,800円（税込）
11/1 食料品	5,400円
11/8 雑貨	5,400円
⋮	
合計	21,600円
△△（株）	

区分記載請求書

請求書	
〇〇御中	
11月分	21,800円（税込） ^⑥
11/1 食料品 ^⑥	5,400円
11/8 雑貨	5,500円
⋮	
合計	21,800円
△△（株）	
※印は軽減税率（8%）適用商品 ^⑥	
⑦ (10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)	

請求書の記載事項

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称

区分記載請求書の記載事項

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した対価の額

（注） ⑥⑦の記載のない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できます。

② 納付税額の計算方法

適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ（仕入れ）に係る消費税額を計算します（現行と同様の「割戻し計算」）。

③ 中小事業者に対する売上税額の計算の特例

税率の異なるごと取引を区分することが困難な事業者に対する売上税額の計算の特例が以下のように設けられます。

区分	イ 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者【小売等軽減仕入割合の特例】	ロ イ以外の事業者【軽減売上割合の特例】	ハ イ・ロで使用する割合の計算が困難な事業者（注）
内容	<p>卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">小売等軽減仕入割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）}}$ </div>	<p>課税売上げ（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">軽減売上割合</p> $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）}}$ </div>	<p>イ・ロの計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算する。</p> <p>（注） 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象。</p>
適用対象	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間 ※イについては、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</p> </div>		

※ 中小事業者とは、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

④ 中小事業者に対する仕入税額の計算の特例

税率の異なるごと取引を区分することが困難な事業者に対する仕入税額の計算の特例が以下のよう
に設けられます。

区分	イ 課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理 できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減売上割合の特例】	ロ イ以外の事業者 【簡易課税制度の届出の特例、準用の特例】
内容	<p>卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）とし、仕入税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">小売等軽減売上割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）}}$ </div>	<p>○中小事業者 簡易課税制度を適用する旨の届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。</p> <p>○中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を提出した場合、当該届出書を提出した課税期間について簡易課税制度に準じた方法により仕入税額を計算できる。</p>
適用対象	<p>中小事業者：以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p><u>平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</u></p> <p>※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p> <p>中小事業者以外の事業者 ：以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p><u>平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</u></p>	<p>中小事業者：以下の期間に適用可能</p> <p><u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日の属する課税期間</u></p> <p>※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p> <p>中小事業者以外の事業者 ：以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p><u>平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間</u></p> <p>※ 届出書は平成29年1月1日から提出可能</p>

※ 中小事業者とは、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の行う事業者です。

適用時期

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に行う資産の譲渡等について適用されます。

(4) 適格請求書等保存方式の導入

① 適格請求書等保存方式

平成33年4月1日から、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる適格請求書等保存方式が導入されます。適格請求書発行事業者登録制度(注)が創設され、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の保存が仕入税額控除の要件とされます。

(注) 「適格請求書発行事業者」とは、免税事業者以外の事業者で、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者です。

② 適格請求書の記載事項

適格請求書には、区分記載請求書(11ページ参照)の記載事項に「登録番号」「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」「税率ごとに区分して合計した消費税額等(地方消費税額を含みます)」が追加されます(右図参照)。

③ 適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者(売り手)は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます(注)。

(注) 小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合には、取引の相手方の氏名等を省略した適格簡易請求書を交付することができます。なお、偽りの記載をした適格請求書等の発行については罰則が設けられます。

④ 仕入税額控除の要件等

仕入税額控除を受けるためには、適格請求書等の保存のほか、現行と同様に帳簿の保存が要件となります。

なお、適格請求書等の交付を受けることが困難な場合(自動販売機からの購入、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合等の一定の場合)、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます(注)。

(注) 現行の「3万円未満の課税仕入れ」について請求書等の保存を不要とする規定等は廃止され、前記の帳簿の保存により仕入税額控除が認められる場合を除き、適格請求書等の保存が必要となります。

適格請求書

請求書	
〇〇御中	
11月分 20,000円(本体)	
11/1 食料品※5,000円	
11/8 雑貨 5,000円	
⋮	
合計 20,000円	
消費税 1,800円	
⑨ (10%対象 10,000円)	消費税 1,000円
(8%対象 10,000円)	消費税 800円
△△(株) 登録番号・・・・	⑧
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	

適格請求書の記載事項

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 対価の額
- ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
- ⑥ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑧ 登録番号
- ⑨ 消費税額

⑤ 税額の計算方法

売上税額、仕入税額の計算は、(i)適格請求書に記載のある消費税額の「積上げ計算」、(ii)適用税率ごとに取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によります。

なお、売上税額を(i)の積上げ計算で行う場合には、仕入税額も積上げ計算による方法で行うこととなります。

適用時期

平成33年4月1日以後行う資産の譲渡等について適用されます。

(5) 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

免税事業者は適格請求書等を交付できないため、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除の適用を受けられません。ただし、以下の一定期間は、免税事業者からの課税仕入れについても仕入税額相当の一定割合を控除することができます（免税事業者からの課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります（注））。

	対象期間	仕入税額控除の割合
イ	平成33年4月1日から平成36年3月31日までの間	仕入税額相当額の80%
ロ	平成36年4月1日から平成39年3月31日までの間	仕入税額相当額の50%

(注) 「一定の事項が記載された帳簿及び請求書等」とは、前記(3)①「区分記載請求書等保存方式」において仕入税額控除の要件を満たす帳簿及び請求書等をいい、帳簿にはこの経過措置を受けたものである旨を合わせて記載することとなります。

適用時期

平成33年4月1日から平成39年3月31日までの間に行う資産の譲渡等について適用されます。

Ⅲ 地方税関係

1 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

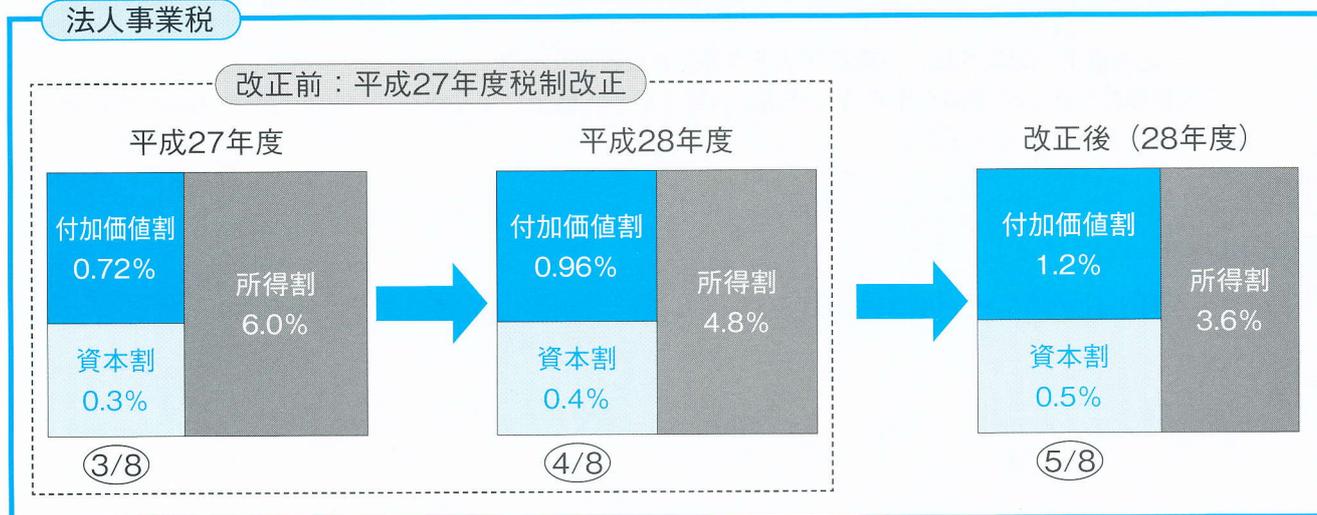
(1) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり見直されました。
なお、平成27年度税制改正で、平成28年度の法人事業税の外形標準課税（付加価値割及び資本割）は3/8から4/8へと拡大するとされていましたが、平成28年度税制改正で5/8まで拡大されました。

	改正前	改正後
付加価値割	0.72% (0.96%)	1.2%
資本割	0.3% (0.4%)	0.5%
所得割 (年800万円超の所得分)	6.0% (4.8%)	3.6%

(注) カッコ内の税率は、平成27年度税制改正における平成28年度の法人事業税の税率です。

法人事業税

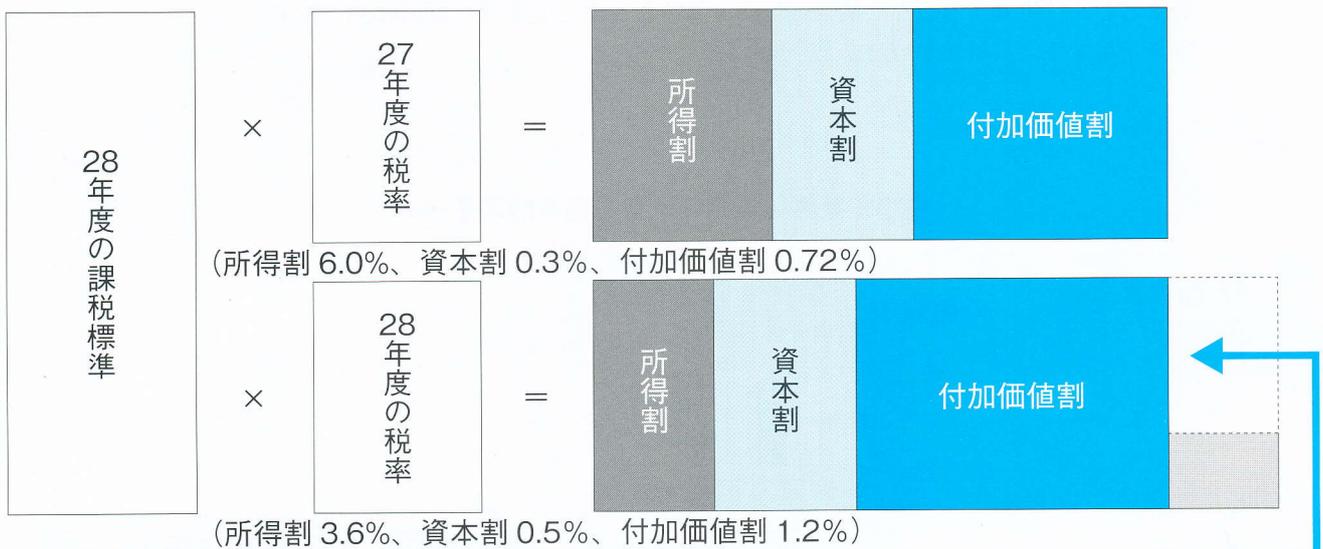


(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

法人事業税の外形標準課税の拡大に伴う急激な負担変動を軽減する観点から、負担増となる法人のうち資本金1億円超の普通法人で付加価値額が40億円未満の法人については、その事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率をその事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合、負担増となる増額部分の一定割合を事業税額から控除する措置が設けられました。

付加価値額	平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度改正後	平成30年4月1日以後 開始事業年度
30億円以下の法人	その超える額に3/4の 割合を乗じた額	その超える額に2/4の 割合を乗じた額	その超える額に1/4の 割合を乗じた額
30億円超40億円 未満の法人	その超える額に付加価 値額に応じて3/4から 0の間の割合を乗じた額	その超える額に付加価 値額に応じて2/4から 0の間の割合を乗じた額	その超える額に付加価 値額に応じて1/4から 0の間の割合を乗じた額

付加価値額30億円以下の場合の軽減措置（平成28年度）



負担増分 × 3/4（平成28年度分の場合）を軽減
 (注) 平成29年度分は 2/4、平成30年度分は 1/4 を軽減

※付加価値額 30 億円超 40 億円未満の場合は、上記の軽減率を縮小

適用時期

- (1) の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
- (2) の改正は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設

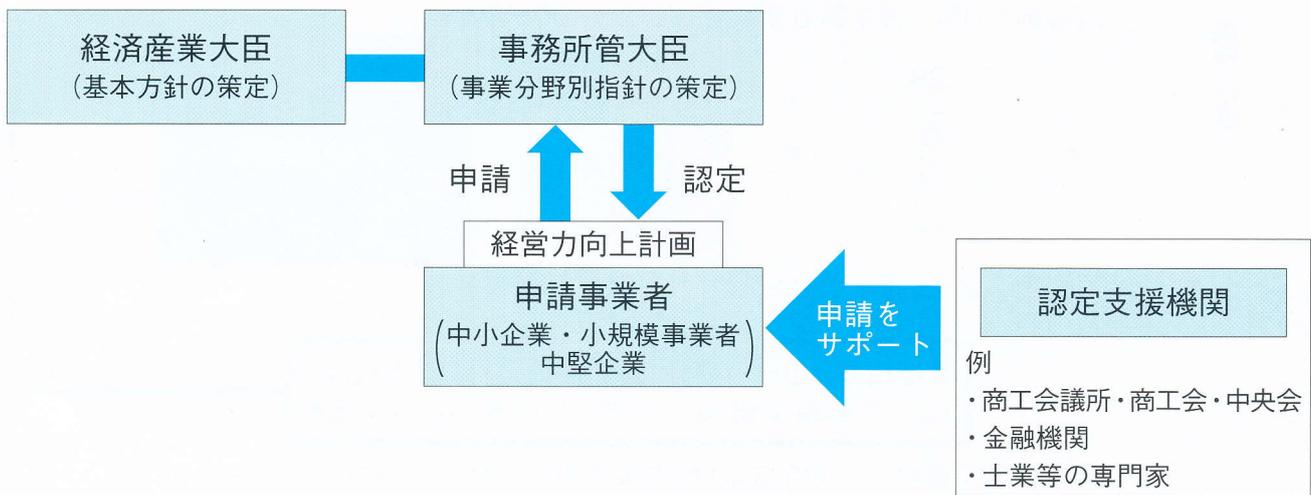
中小企業の設備投資と生産性向上を促す目的で、一定の中小企業者等（注）が①1台又は1基の取得価額が160万円以上で、②生産性を年平均1%以上向上させる、③販売開始から10年以内の機械装置を新規取得した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する特例が創設されます。

中小企業者等は改正中小企業等経営強化法の規定等に基づき「経営力向上計画」を策定し、同計画を主務大臣に提出し、認定を受けると特例が適用できます。

（注）一定の中小企業者等とは、次の法人又は個人をいいます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

中小企業等経営強化法案の基本的スキーム



適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行日から平成31年3月31日までの間に取得をした場合に適用されます。

IV 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、親などの被相続人が住んでいたものの、亡くなって空き家になった一定の家屋やその家屋を除去した後の更地（注）を、相続人が売却（譲渡）した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例が創設されました。家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをすることが条件となります。

相続から3年を経過する日の属する年の12月末までに売却したものが対象となります。

（注）「一定の家屋やその家屋を除去した後の更地」とは、次のようなものをいいます。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋（マンション等を除く）であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったもの
- ② 家屋又は更地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないもの
- ③ 譲渡価額が1億円を超えないもの

適用時期

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に行う住宅又は更地の売却に適用されます。

2 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世帯同居に対応した住宅リフォームを行い、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも1つを増設し、改修後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数となった場合、ローン控除の特例又は税額控除の特例のいずれかの選択適用できる制度が創設されます。対象工事の費用は50万円超であることが求められます。

（1）ローン控除の特例

三世帯同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除されます。

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
②うち三世帯同居対応改修工事	～250万円	5年	2.0%

※ ①は7万5,000円、②は5万円が上限となります。毎年、合計で12万5,000円が上限となります。

(2) 税額控除の特例

三世帯同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額（限度額25万円）を、その年分の所得税額から控除されます。

適用時期

自己の有する家屋に対象工事を含む増改築などを行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

3 住宅ローン控除等の適用範囲の拡大

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）など住宅取得等に係る特例について、現行と同様の要件を満たす場合には、非居住者である期間中に住宅の新築若しくは取得又は増改築等を行った場合についても当該特例を適用できることとされました。

例えば住宅ローン控除の場合、海外転勤者が、帰国後を見込んで非居住者期間中に国内の住宅を取得したときは、特例の対象外とされてきましたが、今回の改正により、帰国後に居住し、かつ、現行の住宅ローン控除の要件を満たせば、特例の適用が可能となります。

対象となる住宅取得等に係る特例

- ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の重複適用に係る特例
- ⑦ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

適用時期

平成28年4月1日以後に、個人が住宅の新築若しくは取得又は増改築等をする場合について適用されます。

4 NISA の利便性拡大に向けた措置

平成28年度税制改正では、NISA の利便性を拡大し更なる普及・定着を図る観点から、平成28年1月にスタートしたマイナンバー制度を利用した手続の簡素化が行われます。

NISA 口座は、勘定設定期間（平成26年～平成29年、平成30年～平成33年、平成34年～平成35年の3期間）ごとに重複口座の有無を確認するため、各勘定設定期間開始の前年の1月1日を基準日とした住所の住民票の写し等を添付した非課税適用確認書の交付申請書を提出することとされていましたが、今回の改正により、この基準日における住民票の写し等の添付に代えて、交付申請書の提出者のマイナンバー（個人番号）を記載することとされました。これに伴い、平成30年以後の勘定設定期間が、平成30年1月1日から平成35年12月31日までに統合されます。

また、平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している場合は、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなすことにより、手続の簡便化が図られました。

適用時期

平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用されます。

5 スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の創設

スイッチ OTC 医薬品（注）の使用を推進する観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行う個人についてスイッチ OTC 医薬品の年間の合計購入額が1万2,000円を超える場合には、その個人はその超える部分の金額（上限8万8,000円）を所得控除できる特例が創設されました。

（注）「スイッチ OTC 医薬品」とは、医療用から要指導・一般用の市販薬に転換された薬をいいます。「OTC 医薬品」とは、Over The Counter の略で、薬局のカウンターで購入することができる医薬品、つまり市販薬をいいます。

【スイッチ OTC 薬の品例】

要指導医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタック鼻炎Z（鼻炎薬）・エパデールT（中性脂肪異常改善薬） ・ルミフェン（解熱鎮痛剤）
一般用医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスター10（胃腸薬）・アレグラFX（鼻炎薬）・ロキソニンS（解熱鎮痛剤） ・ストナ去たんカプセル（鎮咳去たん薬）・フェイタスZ（外用鎮痛・消炎薬） ・アレジオン10（鼻炎薬）・ローカスタEX（血清高コレステロール改善薬）

特例の適用対象者は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人です。

「一定の取組」とは、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査（いわゆる人間ドッグで医療保険者が行うもの）、⑤がん検診です。

なお、本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができません。

適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチO T C医薬品を購入した場合に適用されます。

6 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げられました。

引上げの理由は、新幹線を利用した大都市圏への通勤では定期券代が月額10万円を超えるような例が見受けられるようになったためです。

	改正前	改正後
非課税限度額	10万円	15万円

対象となるのは、①交通機関（電車やバス）又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当、②交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券、③交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具（マイカーや自転車）も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券の3区分となります。

適用時期

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

7 生命保険料控除証明書等に係る電子交付の導入

現行では、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に添付又は提示することが必要とされている控除証明書等は、書面により交付を受ける必要があり、電子メール等で送信された電子データを印刷したものを添付等することは認められていません。

平成28年度税制改正では、保険会社等又は寄附金の受領者から電子メール等で送信された控除証明書等の電子データを国税庁長官が定める一定の方法で印刷した書面について、申告書への添付等が認められます。

適用時期

平成30年分以後の所得税について適用されます。

V 相続・贈与税関係

1 結婚・子育て資金の一括贈与の範囲の明確化

結婚・妊娠・出産・子育てをより切れ目なく支援する観点から、平成28年度税制改正では、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることとなりました。

適用時期

平成28年4月1日以降支払われる費用について適用されます。

2 贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し

贈与税の配偶者控除について、適用を受けるために必要な申告書に添付する書類が「登記事項証明書」から「居住用不動産を取得したことを証する書類」に変更されました。

贈与税の配偶者控除は、20年以上の婚姻期間がある夫婦間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円まで控除できる制度です。

	改正前	改正後
申告時に添付する書類	① 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本 ② 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し ③ 居住用不動産の登記事項証明書 ④ その居住用不動産に住んだ日以後に作成された住民票の写し	① 同左 ② 同左 ③ 居住用不動産を取得したことを証する書類 ④ 同左

(注) 戸籍の附票の写しの記載住所が居住用不動産の所在場所である場合、住民票の写しの添付は不要です。また、居住用不動産の贈与を受けた場合は、上記のほかにその居住用不動産を評価するための書類（固定資産評価証明書など）が必要です。

適用時期

平成28年1月1日以後に、贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

VI その他

1 国税のクレジットカード納付の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカード納付が可能となる制度が創設されます。

納税者は、e-Tax や国税庁ホームページなどからクレジットカード会社の web 画面にアクセスし、「納付情報」及び「クレジットカード決済情報」を入力します。対象は、納付書で納付できる国税で、税目、納税額については、基本的に制限はありません。ただし、クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定される見込みです。クレジットカードの利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、納税者の負担となります。

国税の納付があったものとみなされる日については、納税者がクレジットカード会社（納付受託者）に納付手続きを委託し、クレジットカード会社がその納付手続きを受託（与信審査了）した日となります。

そのため、利子税や延滞税等が課される場合についても、クレジットカード会社の与信審査了した日に国税の納付があったものとみなして適用されます。

適用時期

平成29年1月4日以後にクレジットカード会社に国税の納付を委託する場合について適用されます。

2 加算税制度の見直し

(1) 事前通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

平成23年度税制改正で国税通則法が改正され、税務調査の事前通知が明確化されました。

その結果、事前通知の直後に自主的に修正申告又は期限後申告を行い、加算税の賦課を回避している事例が顕著に見受けられるようになったことを踏まえ、事前通知から更正又は決定があるべきことを予知（以下、更正予知といいます）するまでの期間を新たな加算税の対象とする見直しが行われます。

税率は、過少申告加算税は5%（追加納税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分は10%）、無申告加算税は10%（納税額のうち50万円超の部分は15%）となります。

なお、調査対象とならない部分に係る修正申告など、以下の場合は新たな加算税の対象にはなりません。

- ①事前通知の際に納税者の同意の上、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合
- ②一部の連結子法人の調査を行わないこととした場合
- ③他税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、当該税目における修正申告が必要となる場合
- ④相続税・贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意の修正申告・期限後申告を行う場合
- ⑤源泉所得税に係る事前通知後に当該源泉所得税の納付を行う場合

(2) 短期間に繰り返して無申告等が行われた場合における加算税の加重措置

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合について、加算税の加重措置が導入されます。現行の加算税率は、無申告等が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に無申告等を繰り返

す者に対する加算税の牽制効果は限定的となっています。そのため、悪質な行為を防止する観点から、無申告加算税又は重加算税を賦課された者が5年以内に無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等をした場合、加算税を10%加重する見直しが行われます。

	改正前	改正後
無申告加算税 (無申告の場合)	15% (20%)	25% (30%)
重加算税 (仮装・隠蔽の場合)	過少申告加算税・不納付加算税に代えて35%	過少申告加算税・不納付加算税に代えて45%
	無申告加算税に代えて40%	無申告加算税に代えて50%

※カッコ内の税率は50万円超の部分です。

なお、(1)の更正の予知前に適用される加算税は対象外となります。

適用時期

平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

3 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存制度では、スマートフォンやデジタルカメラの撮影による領収書等の電子化が可能となる見直しが行われます。また、領収書等の受領者がスキャンする際の手続要件の緩和や小規模企業者向けの特例も措置されます。

現行制度では、領収書等を電子化する際に用いる装置について、固定型（原稿台と一体となったもの）のスキャナを使う必要があります。そのため、領収書等を受け取った人は、領収書等を会社に持ち帰り、社内の経理担当者等が原本を確認してから領収書等を電子化します。

平成28年度税制改正では、電子化の際に用いる装置について、固定型という要件が廃止され、スマートフォンやデジタルカメラの撮影による電子化が可能になります。経理担当者等は原則、原本を確認せずに画像で内容確認を行うことができます。

また、小規模企業者には特例が設けられ、経理担当者等以外の第三者が行う必要のある内容確認の事後検査を行う者を税理士等が行う場合には、経理担当者等による内容確認が不要となります。小規模企業者とは、中小企業基本法に定める小規模企業者となります。

なお、スキャナ保存制度は、申請書を提出して、税務署長等の承認を受ける必要があります。

適用時期

平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。

Ⅶ 消費税の軽減税率制度 Q & A

1 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(水の販売)

問1 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

(みりん、料理酒、調味料の販売)

問2 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が一度未満のものに限ります）については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問3 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(栄養ドリンクの販売)

問4 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(健康食品、美容食品等の販売)

問5 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それら販売は軽減税率の適用対象となります。

(自動販売機)

問6 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問7 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象ではありません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

2 外食の範囲

(セルフサービスの飲食店)

問8 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させているので、軽減税率の適用対象となりません。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問9 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならぬかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

(フードコートでの飲食)

問10 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提

供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、貴社の行う飲食料品（ラーメン等）の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

（旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供）

問11 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル」といいます）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル自体又はホテルのテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

また、ホテルの客室から、ホテルが直接運営する又はホテルのテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテルの客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

（ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等）

問12 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒税法に規定する酒類を除きます）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

3 「一体資産」の適用税率の判定

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問13 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し、使用される容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その容器も含め、飲食料品の譲渡に該当します。

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

ご質問の商品は、洋菓子より専用容器の方が高価であることから、②に該当しないため、「飲食料品」に含まれません。

したがって、ご質問の洋菓子と専用容器の販売は、商品全体が軽減税率の適用対象となりません。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問14 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(食品と酒類のセット販売時の一括値引)

問15 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。
また、値引額は、どのような取扱いになりますか。

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り）をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせて、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等により按分するなど合理的に算出することとなります。

また、惣菜（食品）の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません。

(参考) 例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率により按分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等の際に顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています。

(前記「Ⅶ 消費税の軽減税率制度Q & A」については、国税庁ホームページより抜粋しました)

軽減税率制度関係のホームページ特設サイト

- ・ 特集－消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）

http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html

- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）

<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）

<http://kzt-hojo.jp/>

参考：国の相談窓口

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）

最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）

※ 音声ガイダンスに従い「#」又は「3」をプッシュ

（受付時間）8：30～17：00（土・日・祝除く）

※ 税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

0570-081-222（ナビダイヤル）

03-6627-1317（IP電話用）

（受付時間）9：00～17：00（土・日・祝除く）

- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問い合わせ

消費税価格転嫁等総合相談センター

0570-200-123（ナビダイヤル）

（受付時間）9：00～17：00（土・日・祝除く）

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

平成28年度 税制改正のあらまし

平成28年5月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番地6

FAX 03(3357)6682

禁無断転載



 法人会

消費税期限内納付

推進運動